

2024年3月31日より下松市立地適正化計画に基づき

居住促進区域・都市機能誘導区域内外の『開発行為』『建築等行為』には

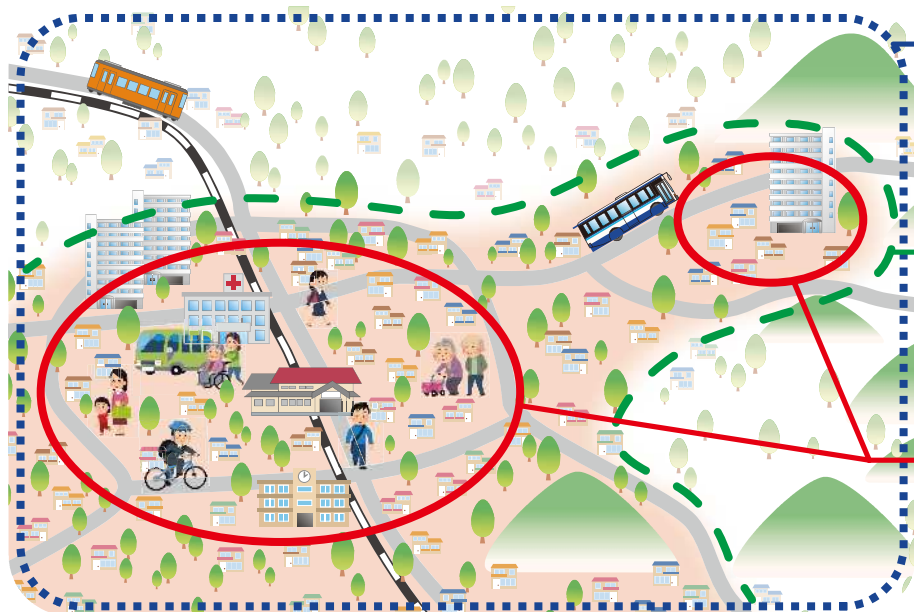
# 届出が必要になります！

下松市は、都市再生特別措置法第81条第1項の規定による『立地適正化計画』を策定しました。  
『居住促進区域外』『都市機能誘導区域外』における一定の開発行為・建築等行為、『都市機能誘導区域内』における誘導施設の休廃止に届出が必要となります。

※申請しなかった場合、30万円以下の罰金の対象となります。

※詳しくは、裏面のQRコードより市HPをご確認ください。

## ●立地適正化計画イメージ図



### 都市計画区域

都市計画法に基づき、一体的に整備・開発保全するエリア

### 居住促進区域

居住を促進し、一定の人口密度を維持するエリア

### 都市機能誘導区域

生活サービス施設を誘導し、都市機能を集積・維持するエリア

## ●手続きの概要

●都市計画区域において、**一定規模以上**の以下の行為には事前届出が必要となります。

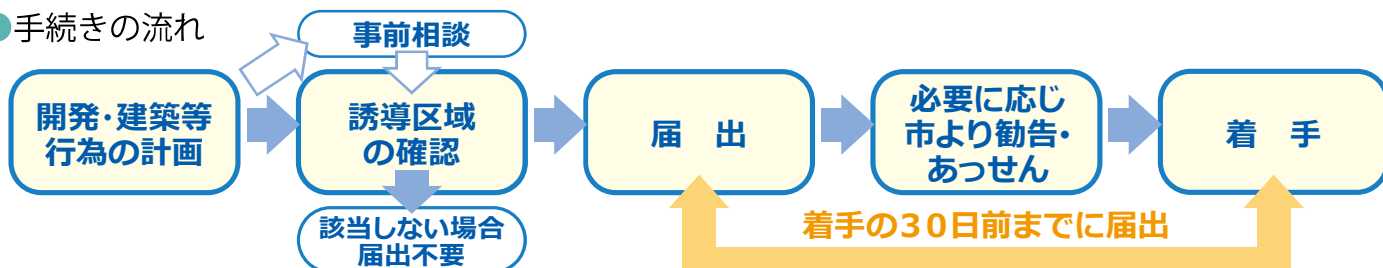
居住促進区域**外**での**住宅等の開発・建築等**

都市機能誘導区域**外**での**誘導施設の開発・建築等**

都市機能誘導区域**内**での**誘導施設の休廃止**

届出が必要となる行為の具体的な内容については、**裏面のQ&A**をご覧ください

●手続きの流れ



※開発許可申請及び建築確認申請は届出の後に行ってください




# 立地適正化計画に基づく届出制度Q&A

## Q 立地適正化計画の届出制度とは何ですか？

A この届出制度は、市がコンパクトなまちづくりを進めていくために、誘導区域内外の誘導施設整備及び住宅開発等の動向を事前に把握し、必要な対応を検討するための制度です。

## Q 届出の必要な開発行為・建築等行為について教えてください。

A 以下の行為について、着手する30日前までに届出をすることが義務付けられます。

	開発行為	建築等行為	誘導施設の 休止または廃止
居住促進 区域外	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為  ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの 	① 3戸以上の住宅の新築  ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	届出不要
都市機能 誘導区域外	○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為	○誘導施設を有する建築物の新築 ○建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ○建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	届出不要
都市機能 誘導区域内	届出不要	届出不要	届出必要

※都市計画区域外における行為は届出対象外です。

## Q 届出は誰が行いますか？また、届出はいつまでに、どこで行えばよいのですか？

A 届出者は、開発行為の場合は開発申請者、建築等行為の場合は建築主となります。届出は、行為の『工事着手30日前まで』に行ってください。  
届出の提出先：下松市 都市政策課 都市計画係（TEL：0833-45-1861）

## Q 届出をしないとどうなりますか？

A 居住促進区域外及び都市機能誘導区域外に関する届出を行わなかった場合は、都市再生特別措置法第130条の規定により30万円以下の罰金が科される場合があります。

### <連絡窓口・相談先>

立地適正化計画に基づく届出制度に関するご相談は、以下にご連絡ください。

〒744-8585 山口県下松市大手町3-3-3

下松市 都市政策課 都市計画係（TEL：0833-45-1861）

